会 議 概 要

審議会等の名称		令和4年度第2回市川市下水道事業審議会			
開催日時		令和5年1月24日(火)14時~15時40分			
開催場所		市川市役所第1庁舎 第2委員会室(住所:市川市八幡1-1-1)			
出席者		森田会長、杉浦副会長、つちや委員、つかこし委員、宮本委員、亀田委員、			
	委員	知久委員、阿部委員、武原委員、幸前委員、湯浅委員、冨永委員、井上委員、			
		藪谷委員、山口委員			
	所 管 課	下水道経営課			
	関係課	河川・下水道管理課、河川・下水道建設課			
議題及び会議の概要			公開・非公開の別	非公開の場合の理由	
下水道使用料改定にかかる条例改正について			公開・非公開	· 会議公開指針第6条第 号該当	
(報告) 下水道事業(汚水・雨水)のストックマネジメント 事業~老朽化対策~(報告)			公開・非公開	·公文書公開条例第8条第 項第 号該当 ·会議公開指針第6条第 号該当 ·公文書公開条例第8条第 項第 号該当	
			公開・非公開	·会議公開指針第6条第 号該当 ·公文書公開条例第8条第 項第 号該当	
			公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当	
			公開・非公開	・会議公開指針第6条第 号該当 ・公文書公開条例第8条第 項第 号該当	
			公開・非公開	· 会議公開指針第6条第 号該当 · 公文書公開条例第8条第 項第 号該当	
傍聴者の人数 0人					
閲覧・交付資料 資料2:下水		資料2:下水道事業(汚れ	道使用料改定にかかる条例改正について(報告) 道事業(汚水・雨水)のストックマネジメント事業 5化対策~(報告)		
特言	記事項				
所	所 管 課 水と緑の部 下水道経営課(内線:17533)				

様式第3号別紙

令和4年度第2回市川市下水道事業審議会会議録(詳細)

- 1 開催日時:令和5年1月24日(火)午後2時~午後3時40分
- 2 場 所:市川市役所第1庁舎 第2委員会室
- 3 出席者:

委員 森田会長、杉浦副会長、つちや委員、つかこし委員、 宮本委員、亀田委員、知久委員、阿部委員、武原委員、 幸前委員、湯浅委員、冨永委員、井上委員、藪谷委員 山口委員

市川市 高久利明(水と緑の部長)、八田一生(水と緑の部次長)、 松井利樹(下水道経営課長)、松丸宏(河川・下水道管 理課長)、岩佐伸幸(河川・下水道建設課長)、 玉置鎌一(河川・下水道建設課副参事) 他

4 会議内容:

- 1. 下水道使用料改定にかかる条例改正について(報告)
- 市下水道事業(汚水・雨水)のストックマネジメント事業 ~老朽化対策~(報告)

《配布資料》

- ・資料1 下水道使用料改定にかかる条例改正について(報告)
- ・資料 2 下水道事業(汚水・雨水)のストックマネジメント事業 ~老朽化対策~(報告)

【 開会宣言 】

森田会長 これから令和4年度第2回市川市下水道事業審議会を始めます。

【審議会成立の確認】

事務局 本日は委員 15 名中 15 名出席です。

本審議会は、審議会条例第7条第2項により、委員の半数 以上の方が出席されておりますので、成立していることをご 報告いたします。

【 会議の公開について 】

森田会長 続きまして、会議の公開についてですが、市川市が主催いたします審議会等につきましては、市川市審議会等の会議の公開に関する指針の第6条に基づきまして、原則公開となっております。また、今回の案件につきましては、個人に関する情報等の非公開情報部分がないため、本日の審議会を公開とさせていただきます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

では、本日は公開とさせていただきます。

また、本日は、今のところ傍聴人はいませんので、このま ま続けます。

今回の議題は報告が2件ありまして、事務局より説明後、 質疑応答という流れで進めたいと思います。

それでは、次第1の下水道使用料改定にかかる条例改正に ついて、事務局より報告をお願いします。

【 議題 1 】

松井課長 下水道経営課の松井でございます。

(1ページ) では、次第1「下水道使用料改定にかかる条例改正について(報告)」ご説明させていただきます。

令和4年9月議会において、下水道使用料の改定を内容と する下水道条例の改正議案が可決されましたので、その議案 の内容と、議会で行われた質疑について報告させていただき ます。

(2 ページ) 2ページをお願いします。

 $(3 \sim - :)$

はじめに、下水道条例の改正内容についてです。

- ①まず、改定の目標は、単年度収支の改善による、一般会 計からの繰入金の削減です。
- ②次に、下水道使用料の改定内容は、「使用水量が 100 ㎡ 以下の場合の基本料金」、及び「使用水量が 10 ㎡超え、30 ㎡以下の部分」の 1 ㎡あたり従量料金について、2.8%の引上げを行い、「使用水量が 100 ㎡を超える場合の基本料金」、及び「使用水量が 30 ㎡を超える部分」の 1 ㎡あたり従量料金について、5.6%の引上げを行うものです。

令和2年度の答申との相違点は、使用水量100㎡以下の場合の基本料金と、30㎡以下の従量部分の改定率を、新型コロナウイルス禍や諸物価高騰の一般家庭への影響に配慮し、答申の5.6%から2.8%に圧縮したことです。

③次に、引き上げ後の下水道使用料の一例について、1か 月あたり、税抜で説明いたします。

使用水量 20 ㎡場合は、現行の 2,330 円から、改定後は 2,395 円となりますので、65 円の増となります。また、30 ㎡の場合 は、現行の 3,960 円から、改定後は 4,065 円となりますので、 105 円の増となります。

④最後に、改定時期は令和5年4月1日としています。 3ページをお願いします。 条例改正議案に対する、議会での質疑の概要について報告 します。

まず、改正に至る経緯と内容についての質問に対しては、 次の内容を回答しました。本市下水道事業が、平成30年度に 地方公営企業法の財務規定等を適用し、さらに令和元年度に、 今後10年の経営計画である「下水道事業経営戦略」の策定を したことにより、事業の実態が明らかになったこと。令和2 年度に本審議会へ、「経営戦略」で策定した経営の長期見通 しに基づき、「今後の下水道使用料のあり方」について諮問 を行い、答申をいただいたこと。

答申の主な内容は、「独立採算制」による経営を実現するためには、基本料金、及び1㎡あたりの料金単価ともに、一律 5.6%の引き上げが必要であること。また、引上げ時期については、新型コロナウイルス感染症の影響を慎重に見極めて対応すべきこととの附帯意見があったこと。改定時期は、答申後、新型コロナウイルス感染症が急拡大したことから、答申の令和4年4月から令和5年4月へと1年間延期したこと。その上で、令和4年度に入っても、新型コロナウイルス感染症の終息の兆しが見えず、また、諸物価が高騰している状況ではあるが、下水道事業においても、早急に経営改善を進める必要があることから、市民生活へ配慮し、基本料金と30㎡以下の使用水量の改定率を圧縮することで、下水道使用料改定に至ったことについて説明しました。

続きまして、「圧縮した経緯について」の質問に対しては、 当初、一般家庭の負担を極力軽減するため、全利用世帯の約 75%にあたる 20 ㎡までの改定率を軽減する案を検討したが、 子育て世帯など、家族が 4 人以上の世帯では、使用水量が 20 ㎡を超えることも多い場合もあったことから、最終的に、全 利用世帯の約92%にあたる、30㎡までの料金単価の改定率を2.8%に圧縮したことを説明しました。

(4ページ) 4ページをお願いします。

続きまして、「市民の負担増について」の質問に対しては、 使用水量 20 ㎡、30 ㎡の場合の、現行料金と改定後の料金と の差額について説明しました。

続きまして、「下水道処理区域面積が拡大した場合、利用者が多くなるため、使用料は減額できるのか」という質問に対しては、下水道処理区域が拡大された場合には、下水道を利用することができる処理区域内人口が増えるため、経費が一定の場合であれば、一人当たりが負担する経費は減額となること。しかしながら、本市の場合は、現在も下水道管渠整備を進めているため、整備の進展により、処理区域内の人口が増加する一方で、減価償却費などの固定費や、汚水処理にかかる費用なども増加するため、下水道使用料の減額は困難であることを説明しました。

続きまして、「下水道料金改定の前に行うべき経営改善策について、どんなことを行ったのか」の質問に対しては、令和3年1月から千葉県企業局が実施する水道料金との徴収一元化に参加し、収納率が向上し、経費削減が見込めること、一元化前の債権に対する滞納整理を強化し、収納額が増加したこと、接続率の向上を図るため、市川市水洗便所改造資金貸付金条例を改正し、貸付対象に共同住宅を追加するなど、貸付金制度の利便性向上を図ったこと、この3つについて説明しました。

(5ページ) 5ページをお願いします。

続きまして、「諸物価が高騰し、市民生活が苦しい状況で あることを考慮し、下水道使用料を改定するのではなく、下 水道整備を一部先送りしたり、財政調整基金を取り組崩し補填すべきではないか」という質問に対しては、下水道事業は、独立採算制による経営が求められ、汚水の処理に要する経費については、下水道の使用者が負担する下水道使用料を充てる必要があること。現行の下水道使用料水準では、汚水の処理に要する経費を賄いきれず、毎年度、資金収支不足であり、直近の5年間で、年平均4億円以上を、一般会計から繰り入れていること。下水道整備については、将来的に、国から新設整備に対して、補助金を受けられなくなる可能性があるため、財源不足を理由に、整備を先延ばしにすることは、適切ではないこと。財政調整基金は、災害等による復旧経費や、のはないこと。財政調整基金は、災害等による復旧経費や、のよれを取り崩して、受益者負担が原則の公営企業の資金収支不足を補てんする事は、適切ではないことを説明しました。

続きまして、「諸物価がさらに高騰し、状況が悪化した場合には、施行時期を遅らせることは考えているのか。」という質問に対しては、今後も諸物価の状況などを注視し、市民生活が極めて厳しい状況に悪化すると見込まれる場合には、改定時期を再検討するなど、柔軟に対応していくという市の考えを回答しました。

主な質疑は以上となりますが、審議結果といたしましては、 賛成多数により可決となりました。

 $(6 \, \stackrel{\circ}{\sim} - \stackrel{\circ}{\circ})$ $6 \, \stackrel{\circ}{\sim} - \stackrel{\circ}{\circ} e \,$ お願いします。

続きまして、12月議会においても質疑がありました。これは、9月議会であった使用料改定の施行時期に関する質疑に関するもので、「現在の物価高騰による市民生活の状況についての認識、及び改定時期の検討状況について」というもの

でした。

この質問に対しましては、次のとおり回答しました。まず、 今回の下水道使用料の引き上げ幅については、当面物価高騰 が持続する見通しであることを考慮し、答申の改定率を最大 限抑制したものであること。次に生活困窮者対策として、生 活保護受給者世帯については、下水道使用料を全額免除して いること。また、生活保護を受給していない世帯については、 支払を一時猶予する制度があり、今後使用料改定とともに周 知を図ること。これらの対応で、下水道使用料の引き上げに より、市民生活が極めて厳しい状況に悪化することは、避け られるものと判断していること。一方で、下水道使用料の改 定時期を延期した場合には、資金収支不足が改善されず、一 般会計からの繰入額が増加すること。これらの検討を行った 結果、予定通りの改定を進めていきたいと考えていると回答 しております。併せて、市民生活の実情に細かく目配りし、 市独自の経済対策を講じることにより、トータルで市民生活 に負担がかからないようにするという市の方針を説明し、使 用料改定への理解を求めました。

 $(7 \sim - \circlearrowleft)$ $7 \sim -$

7ページをお願いします。

最後に、改正後の令和 5 年度の収支見込について説明いた します。

表の数字は千円単位で税抜となります。各項目における、 使用料改定の効果を説明いたしますと、まず、下水道使用料 については、改正後は54億133万9千円となり、1億6,166 万5千円の増を見込んでおります。

次に、基準外繰入金を除いた資金収支につきましては、改正後はマイナス1億5,061万6千円で、1億4,571万8千円の増を見込んでおります。

次に、基準外繰入金につきましては、令和4年度までは、 資金収支の不足見込額を企業債の償還金に充てる出資金として基準外繰入を行ってきたところですが、令和5年度以降は、 基準外繰入金について、その発生要因を分析し、下水道使用 料ではなく、公費負担が適切と考えられる雨水建設改良費一 般財源分、生活保護受給者減免分、受益者負担金減免分のみ 基準外繰入金としました。

その結果、基準外繰入金は、令和元年度から令和4年度までの平均4億3,365万2千円と比較し、令和5年度は、1億8,114万9千円と2億円以上の削減を見込んでおります。

最後に、資金の年度末残高については、改正後は7億8,602 万9千円と、1億4,571万8千円の増を見込んでおります。

以上のことより、今回の下水道使用料の値上げにより、使用料改定の目標としていた、「単年度収支改善による、一般会計からの繰入金の削減」について、成果が得られるものと考えております。説明は以上となります。

【 議題1の質疑応答 】

森田会長 ご説明ありがとうございました。では、委員の皆様からご 質問、意見等伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

武原委員 下水道使用料の生活保護受給者に対する免除はそのまま継続するということで決定したのですよね。前回の話し合いの時に、生活保護受給者を普通に近づけることは賛成という意見を言いました。もう1人は配慮した方がいいという意見でした。そのままの状態で議会に出したのだと思うのですが、免除が継続になった経過を教えてください。

松井課長 生活保護受給者に対する減免措置というのは、受益者負担 の原則に現状はそぐわないので負担していただきたいところ ではあるのですが、ただ、今回の改定にあたりましては、諸物価高騰の時期であり、新型コロナの影響がまだ残っているということもあり、ここで今まで減免されてきた生活保護受給者にいきなりこの負担をお願いするということは、生活に与える影響が大きいのではないかという意見が多数寄せられまして、その辺りを検討いたしました。

しかしながら、この減免分について、使用料を支払っていただく方に負担していただくということは適切ではないと考えましたので、財政当局とも協議いたしまして、減免分による減収分につきましては、市の施策として、一般会計補助金という形で、一般会計から下水道事業会計に繰入してもらうことになりました。そのため、今回につきましては、使用料の生活保護受給者の減免措置については継続という形にしております。ただ、資金の負担区分は明確にしまして、市が福祉政策の一環として公金で負担しますので、下水道事業が負担することにはならない点は、成果があったものと考えております。

武原委員

では、課の方にいろんな苦情や希望があって、市議会にかけたわけではないのですね。

松井課長

議会にかける前に、福祉部門と財政部門等とも協議を行いました。その中で、福祉部門からも福祉の実態、生活保護受給者の実態について話も聞き、この時期にいきなり減免廃止ということは適切ではないと判断しました。そして、その減免分については、下水道事業ではなく一般会計で負担すると、庁内で協議した結果、その考えが固まりましたので、今回については継続という形になっております。

武原委員

負担を下げることはとても簡単ですけれど、上げることは 大変難しいので、課で協議したことは英断だと思います。 自分の若いころの体験から言っても、生活保護受給者とほとんど同じ条件で、保護を受けずに頑張っている方もたくさんいらっしゃると思います。なので、できるだけ生活保護受給者だけの減免はなくした方がいいと思います。負担額が大きい場合は別ですけれども、そう考えて、前回発言しました。

冨永委員

武原委員がおっしゃった意見について、私も前回、生活保護受給者に対する使用料減免については、反対の立場で意見を申し上げました。それで、継続するということなので、これ以上お話しすることは無駄になるかと思いますけれども、一言だけ申し上げますと、勘定科目は変わったとしても、納める税金の中から生活保護受給者の下水道料金が賄われてしまうということは、税の公平な負担ということで、改善をすべき点ではないのかなと思います。ですから、市の説明の通り改善の方向で今後とも動くということでしたら、生活保護受給者の方でも、我々市民と同じように税の負担をするような形で、私はお願いしたいと思います。

生活保護受給者に対して、下水道料金も含めて生活保護費が支給されているわけですから、見方によっては、二重の支給になるのではないのかという点もあるかと思いますので、私は、別の勘定で振り替えたからいいという考え方ではなく、生活保護受給者に対して、受益者負担という考えを強く公平に持っていただきたいと思います。

松井課長

ご意見ありがとうございます。

私どもも見直しをしないということではなく、本来は、富永委員のおっしゃられた通り、生活保護受給者にも負担していただくものと考えております。しかしながら、今のこの時期が極めて状況が悪いということで、今回は見送りますけれども、また時期を見て、再度、負担廃止については検討が必

要であると考えております。

湯浅委員

ホームページを見ますと、「暮らし」の欄が市川市の中にありまして、税金や公共料金の減免というものがあります。 そこに千葉県の水道の減免というものがあります。ただ、下水道料金の減免という表記はないのです。ですから、しっかり掲載してもらえればわかりやすいと思いますので、よろしくお願いします。

質問ですが、減免は自己申告になるのでしょうか。

松井課長

その通りです。生活保護受給者の減免につきましても、生活保護が決定した時に、「下水道料金も免除になりますけど申告されますか」とお聞きしまして、申告されるのであれば、減免措置という形をとっております。

また、今はもう一つ別にありまして、新型コロナウイルスの影響で収入が減ってしまって、支払いが困難という方につきましては、一時的に支払いを猶予するという制度もあります。こちらも申告制になっております。

制度の周知については、間もなく使用料改定のお知らせという案内を全利用者の方にお送りするのですが、その中でもこういった制度がありますというご案内を入れておりますので、そちらを見ていただいて、該当する方から申告をしていただきたいと考えております。

湯浅委員

県の水道局では生活保護受給者に対して減免措置があり、これは市川市のホームページ上で水道の減免という表記で案内がありますので、先程も言いましたように、下水道も同じようにPRしていただきたいと思っています。

それでもう一つ付け加えますが、減免措置については、生活保護受給者の収入によって、随時、見直されると聞いたのですが、それは年度ではなくて随時、生活保護の受給から外

れるなどの見直しをしているのでしょうか。

松井課長

生活保護受給者減免のPRについて、ご意見ありがとうございます。

生活保護の受給決定については福祉部門で行っていますが、例えば、安定した収入を得られるようになった時点で生活保護からは外れるなど、随時、見直しを行っております。

湯浅委員

そうしますと、上下水道徴収一元化で料金徴収を県の水道 局が行っていますが、情報共有はその都度していると理解し てよろしいでしょうか。

松井課長

その都度、情報共有しております。

富永委員

資料の7ページ、4. 改正後の収支見込についての欄外で、 千葉県流域下水道事業維持管理負担金とありまして、令和元 年に23億円というのは、全額そうではないと思いますけども、 今後もこういう類の維持負担金というものが、定期的に市川 市に請求があるのでしょうか。それとも、単発的に令和元年 度だけこの額で発生したのでしょうか。

松井課長

市川市の場合、菅野処理区以外は処理場を持っておりませんので、県の処理場で下水道を処理しています。そのため、その下水道処理場の維持管理に関わる経費について、そこを利用している各市で分担して県に支払っていまして、それを千葉県流域下水道維持管理負担金といいます。

市川市は平成30年度に公営企業会計に移行して、千葉県は令和2年度に公営企業会計に移行しています。令和元年度の維持管理負担金は年間23億から24億円で、通常であれば、翌年度の4月に市川市から県に支払っていますが、この令和2年度につきましては、県が公営企業会計に移行するため、公営企業会計移行前に発生した債権については必ず3月中に入金するという通知がありました。そのため、この令和元年

度に限って、平成30年度分の維持管理負担金の23億円を、翌年度の令和元年の4月に払い、かつ、その当該令和元年の分の維持管理負担金を、翌年度の4月ではなく、その年度の3月に支払うということで、同じ年度内に2年分を払いましたので、令和元年度だけ23億4000万円と1年分多いマイナスが出ているところです。

冨永委員

そうすると、この表だけで言えば、負担金は令和元年度だけ大きな数字が載っていますが、令和 4 年、令和 5 年と、その他の年度については、今のところ発生しないのですか。それとも継続的に、発生するのですか。

松井課長

負担金は、継続的に、1年分の23億から24億円は発生しますが、支払いは毎年度1年分だけですので、イレギュラーな令和元年度のように、1年度で2年分払うということは、今後もありません。

山口委員

今までの経緯を含めて確認をさせていただきたいと思います。今回、使用料の値上げが 2.8%と、当初の 5.6%から半分になったということですけれども、これによって、先ほどの 7ページの表でご説明がありましたが、基準外繰入金については公費負担の分を充てるとして、結果的には 2.8%で、当面の間、下水道経営の収支のバランスをとっていくというようなシミュレーションをして、そういう結果に至ったという理解でよろしいでしょうか。

松井課長

本市の場合、概ね3年に1度程度、下水道使用料の水準について見直しを行っております。今回、令和5年度に見直しを行ったので、次回は早くても令和8年度、1年度ずれる場合もあるかもしれませんが、それまでは、資金収支資金残高は若干増えたり微減になったりということもありますけれども、何とか資金収支はもつのではないかということで、今回の上

げ幅としたところです。

ただ、今後の2年3年の推移を見て参りまして、必要であれば、次回の使用料の見直しの時期に、その辺りを含んで改定について皆さんで審議していただいて検討して参りたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

山口委員

そうしますと、3年おきの改定の際にこれからの3年間について考えて、今回は、本当は5.6%が望ましいけれど、2.8%にせざるをえないということで、暫定的な使用料であると、話し合いの経緯の中でそうあったと思いますが、結果的にはこれで収支をとっていくと、当面の間はとれるという理解でよろしいでしょうか。

松井課長

次回の使用料の見直しの時期までにつきましては、これだけいただければ何とか保てるだろうということで、今回は2.8%とさせていただきました。

山口委員

次の議事で、ストックマネジメント計画が出てきまして、ストックマネジメント計画に基づく下水道施設の改築費用が 今後増えていくと思いますが、それをまた次の段階の見直し の際に、その辺りを織り込んで、検討していくということで よろしいでしょうか。

松井課長

現状でもわかっている計画につきましては、極力織り込んで計算しております。次回の見直しにつきましては、最新のデータをその都度基にしてシミュレーションします。

そして、余談ですけども、これとは別に経営戦略というものを行っております。こちらで策定しておりまして、令和6年度から7年度までに、もう一度改定することを予定しております。その中で、最新のそういった整備計画等も織り込んだ上で、もう一度資金収支等を計算し直しまして、それに基づいて下水道使用料についてご審議をお願いしようと考えて

おりますので、よろしくお願いします。

冨永委員

山口委員のおっしゃった部分と少し関連があるのですが、 今回は5.6%の値上げが2.8%の値上げにとどまったと。そう すると、先ほどおっしゃった通り、令和7年度あたりに、経 営計画の見直し、値上げの話が出てくると。見通しとして赤 字になりそうだという気配がありますが、このまま赤字の体 質が続くとなると、その独立採算、或いは経営計画は、ちょ っと言葉が悪いですけれども、その当時きちんと精査された のだろうかという考えも少しあるわけです。そうした中で、 この下水道事業を、民営化資金を利用した民営化の方向に移 るという考えも少しあるのではないか。実際、民営化すると いう方向で考えるのではなく、赤字体質が続くようであれば、 その想定のもとに考える。これは希望ですけども、市民委員 を含めたワーキンググループを作って立ち上げて、それで、 考えられるコンセッションや或いはPFIの考え方に立って、 経営計画を練り直して、実際に行政が立てている経営計画と、 この新しいコンセッション或いはPFIの考え方で作った経 営計画との比較を行いながら、選択しながら、この下水道事 業を考えたらいかがなものかと私は考えているのですが、い かがでしょうか。

松井課長

現状、そこまではまだ考えていないのですが、民営化といいますか外部委託で経費削減が図れるところにつきましては、 今後も取り入れていきまして、なるべく経営を効率化していきたいと常々考えております。例えば、他市で民間委託するというところもありますが、本市の場合は処理場自体がかなり老朽化していまして、なかなかなじまないため、そういった話が進んでいないという現状もございまして、ご理解いただきたいと思います。 冨永委員

とりまく環境が、市川市の人口は今後どんどん減っていくのではないかと、電気料金も3割以上の値上げを考えていると。そういう状況から考えれば、固定経費の人件費等を動かす、組織体制を変化させるといった大胆な発想でないと下水道、上水道、処理場の問題、この3点についてはなかなか改善が行き進まなくなって、赤字がさらに大きな数字となって残るような形になるのではないかということを、私は危惧しているのです。そういった状態になって初めて、大変だということで考え始めるのではなくて、まだ余裕のある令和4年、5年の時期からワーキンググループを作って、ケーススタディをして数字を作ってみたらどうだろうかということを私はご提案申し上げたい。

松井課長

ご提案は大変ありがたく受けとめさせていただきますので、 今後またそういったことも検討して参りたいと考えておりま す。

森田会長

他にはよろしいでしょうか。では、続いて、次の議題の「下水道事業(汚水・雨水)のストックマネジメント事業~老朽化対策~」について、事務局よりご説明をお願いします。

【 議題 2 】

玉置副参事

河川・下水道建設課の副参事の玉置です。

 $(1 \sim -)$

私からは、下水道ストックマネジメント事業について説明 いたします。この事業につきましては、2回ほど説明させてい ただいておりますが、最後に説明しましたのが令和3年度に なりまして、委員の改選もあり、また、下水道ストックマネ ジメントにつきましては、令和元年度より実際に事業を開始 し、3年ほど経過しましたことから、改めて、ストックマネジ メント事業の説明と、現在の実施状況について説明いたしま す。

- (2ページ) 今回の説明する内容ですが、1. 老朽化対策の背景、2. 下水 道ストックマネジメントとは、3. 市川市のストックマネジメ ント計画書の概要、4. 事業の進め方(管路施設)、5. 実施事業 の概要(管路施設)、6. 事業の進め方(処理場・ポンプ場施設)、 7. 実施事業の概要(処理場・ポンプ場施設)、8. 今後の方針と なっています。
- (3ページ) 始めに、下水道施設の老朽化を取り巻く現状について説明します。

社会的背景ですが、平成 24 年、こちらはニュースで取り上げられたものでありますが、中央自動車道の笹子トンネルの天井版落下事故がありまして、死傷者もかなり出た大変大きな事故でした。このようなことから、社会資本の老朽化が全国的にクローズアップされたことにより、一斉点検などをさせていただいていたところであります。その中で、下水道におきましても、令和 2 年度末で管渠が約 49 万km、これは全国ベースですが、処理場数が約 2200 箇所という膨大なストックを保持しています。下水道施設は、社会基盤施設であり、代替施設の確保が困難なライフラインとなりますから、施設を計画的かつ、効率的に管理して、必要な機能を維持することが、やはり求められているところとなっております。

そこで、市川市の現状でございますが、①の管路施設、処理 場ポンプ場の老朽化の進展につきましては、菅野処理区が 1961 年より整備が開始されまして、1972 年に供用開始され、約 50 年が経過しております。処理場、ポンプ場につきましても、機 能維持のため、部分的な改修は実施しておりますが、それでも 設備の大部分が耐用年数を超過している現状でございます。

②としまして、管路施設に起因する道路陥没の増加です。過去に全国的なこともありましたが、菅野処理区につきましては、

取付管といいまして、本管から各家庭に引き込む管につきましては、陶器の管を使っております。それが時間の経過とともに壊れて道路が陥没するという事案がかなり発生しております。だいたい年 100 件程発生したということがありましたので、早急に対策をしていかないといけないところであります。維持、修繕ということで、陥没して放っておくことはできませんので修繕をしていたのですが、こちらも計画的に進めております。このようなことから、機能維持を可能とする適切な管理が求められるということで、これは国交省が実施する財政支援ですが、下水道ストックマネジメント支援制度が平成 28 年に創設されております。市川市もこの支援制度を使って今後進めていくということで、計画を策定し、進めているところでございます。

 $(4 \sim -)$

そこで、簡単に下水道ストックマネジメントについて説明させていただきます。下水道事業におけるストックマネジメントとは、下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することを言います。こういったことから導入が必要なため、行っております。

また、下水道施設を財源等の制約のもと適切に管理していくためには、短期的な部分最適での改築ではなく、中長期的な視点で下水道事業全体の今後の老朽化の進展状況を捉えて、優先順位をつけながら施設の改築を進めることで、事業費の更なる削減を図ることが重要となっております。そのためには、現行の施設ごとではなく、下水道施設全体の中長期的な施設状態を予測しながら維持管理、改築を一体的に捉えて、計画的・効率的に管理する必要があります。

(5 ページ) 下水道ストックマネジメント事業の効果についてでござい

ます。

まず、期待される効果としましては、下水道事業費の削減、長期予測を踏まえた改築費用の平準化、これが大きいものとなります。下のグラフをご覧いただきたいと思います。左側は50年サイクルで単純に改築した場合についてですが、整備時期と同様にそのまま改築を行っていこうとすると、同じ山ができてしまって、整備を行った時期と同じようなピーク時がきてしまいます。このようなものを、ストックマネジメント事業を取り入れて、少しずつ延命化をずらして、囲ったグラフの右側にありますように山を少しずらして、事業費の平準化を図っていうことを考えております。

(6ページ) ここで市川市が作りました下水道事業ストックマネジメント 計画の概要をご説明いたします。

まず、計画書の構成といたしましては、1.ストックマネジメント実施の方針、2.施設の管理区分の設定、3.個別施設の改築計画、4.ストックマネジメントの導入によるコスト縮減効果となっております。

1. ストックマネジメント実施の基本方針では、状態監視保全、時間計画保全、事後保全の三つに分類しております。状態監視保全とは、機能発揮上重要な施設であり、施設により劣化の状況が把握できるもので、市川市下水道の管渠やポンプ場、処理場におけるコンクリート構造物やポンプ施設、浄水設備などとしております。時間計画保全とは、重要な設備であるものの、劣化状況の把握が困難な施設を対象とするもので、見た目で判断できない、処理場、ポンプ場の電気設備などが対象となります。急に停止する前に、目標耐用年数で更新していくものとなります。また、市川市としましては、合流区域の取付管など、管路施設の一部を時間計画保全と位置付けて、効果的に対策を

進めております。事後保全とは、特に重要でない施設で、ポンプ場などの階段や手すりなどの施設となっております。

次に、②施設の管理区分の設定です。こちらでは、状態監視保全に位置付けた施設の点検・調査頻度、改築する際の判断基準などを定義しております。調査により得られた状態を 5 段階に評価し、健全度が悪いものと判定されたものを改築の対象とし、そこまで至らないものは継続して点検などで管理していくこととなります。

次に③個別施設の改築計画となります。事業計画は 5~7年間の実施可能な施設を記載するもので、ここに記載していないものは交付金の対象となりません。本市の計画では、管渠は菅野処理区を対象として、処理場、ポンプ場については 7施設記載しております。

次にコスト縮減効果ですが、こちらは向こう 100 年間で、標準耐用年数 50 年による改築と、目標耐用年数 75 年で改築した場合の比較となります。

以上が計画書に記載する 4 つの項目となります。市川市ストックマネジメント計画書では、菅野処理区の管路施設の老朽化対策に重点を置いた計画となっております。菅野処理区の下水道は、市川市で最初に進められたところでございますので、整備開始から供用開始等を踏まえて、50 年が経過しています。下水道管などに使用されるヒューム管や取付管の破損による道路陥没も起きております。そういった背景から、菅野処理区に重点を置いた計画としております。

(7ページ) 管路施設の事業の進め方について説明いたします。

菅野処理区の管路施設の老朽化の大きな課題は、取付管の破損などに起因する道路陥没となっております。菅野処理区の取付管の大半は陶管であり、この陶管自体は強度が無いことから、

塩ビ製の取付管に全て交換することを主眼においております。 資料左側のフローにて、管路施設の対策の進め方の概要をご 説明します。

始めに対象箇所の選定となります。これは菅野処理区全体を対象としておりまして、町丁目ごとの 20 丁目に区分し、対象区域を設定しております。そこで、まず管路調査をしております。管路にカメラを入れて上で映して見るカメラ調査と、マンホールの中を目視で調査しております。その調査をもとに健全度の評価をしております。健全度の一番ひどい状態をⅠ、これは壊れて使えない状態ですが、今のところ調査によると市川市では存在していません。健全度Ⅱ・Ⅲ老朽化対策路線の決定としまして進めております。

(8 ページ)

健全度につきましては、8 ページもご覧ください。ここに健全度の判定の基準を示しました表を添付させていただいております。まず、健全度 V、こちらは劣化がない状態です。構造・機能上問題がないのでそのまま使っていきたいものです。健全度 IV、劣化が進行しており、当面簡易な対応が必要な状況、簡単な維持修繕で問題がないということで、今回の計画の中では対象としておりません。次の健全度 III・II ですが、劣化が進行しており対応が必要な状況、早急な対応が必要な状況ということで、現在進めております。この判断基準ですが、ランクの判定で書いております。診断項目としまして、「腐食」「タルミ・蛇行」「破損」「クラック」「継手ズレ」「木根侵入」「侵入水」「取付管接合不良」などを見て、基本的には、1スパンで評価をしています。これが管路施設の評価の考え方となります。

 $(7 \sim - \circlearrowleft)$

このように健全度の評価をしまして、健全度Ⅱ・Ⅲにつきまして、長寿命化対策施設の選定を行い、ここから何を対策したらいいかと進めているところであります。健全度Ⅳ・Ⅴにつき

ましては、10年に1回程度の点検をするように考えております ので、またその時に調査をして判定をしていくことになってお ります。

選定をして、次に改築、場所によりますが菅自体が全て使えない場合、それを全部取り換えます。管更生と言いまして、中に新しい管を作って機能を保全するというやり方と部分的な補修というやり方がございます。そして、実際に設計をして、どれがその路線で一番適しているかを判断して決めた後、改築工事を進めております。

- (9ページ) こちらが現在実施しています管路施設の概要になります。まず、取付管の布設替え工事となりますが、真間 1 丁目、菅野 1 丁目を対象に、令和 2 年度にこの四角く囲っているところが、実際に取付管の取り替え工事を行ったところとなります。そして、ハッチングしているところが、調査を実施した箇所になります。その下にも色分けしていまして、右下のカメラ調査のところに凡例がありますが、何年に調査を行ったか記しまして、全くハッチングしていないところはこれから調査するところとなっております。
- (10 ページ) こちらが実際に行っています工事の概要で写真を添付しています。

まず、取付管の設置ですが、左側の写真が取り替える前で、 茶色っぽくなっていますのが陶器の管でして、かなり老朽化し ていて、破損して道路陥没の原因となっております。それを右 の写真のように、塩ビ管に取り替えております。

下の写真は管更生です。やり方はいろいろなメーカーさんが 出されていますが、だいたいはこの形になります。小口径、中 大口径と分けまして、写真は全てを改築したもので、既存の管 をいじらずにその内面に材料を貼り付けて自立管を作ると、古 い管を含めないで強度的に持つものを中に入れております。これで、流下能力も強度もあるものとなっております。調査した中で、全部がこうなるかというとそうではなくて、健全なところはそのまま経過観察をしながら進めていこうということで行っております。

(11ページ) 続きまして、処理場やポンプ場施設の事業の進め方について説明いたします。

まず、対象施設の選定を行っております。対象施設は機械、電気、その他の設備に耐用年数がありますので、それをもとにしまして、排水機場も含めて雨水で 23 ありまして、菅野処理場の中の処理施設と、菅野処理場の一部として真間ポンプ場、菅野ポンプ場という施設が別にあります。それらを基本的には古い順から替えていかなければならないとなりますが、実際には日常の点検などを踏まえて、どれが一番すぐにやらなければならないということを選定しながら現在も計画を位置付けております。また、他の事業との絡みもありますので、近接している事業について、事業間で錯綜しないように考えて進めております。

次の保全区分の分類ですが、ほぼ同じですが、状態監視保全、これは主に機械設備です。そして時間計画保全、これは電気設備、そして事後保全、これは内装や建具など壊れたとしても動かす中では問題ない施設になっております。

その分類をした後に対象設備を検討して、点検を実施いたします。次に、管渠と同じように、健全度の評価を 5 段階で評価しております。1 は機能停止で、5 は問題ないという評価になります。延命化の必要性の有無は、基本的に健全度 2 以下、1 の停止しているものというのは市川市にはないのですが、2 の危ないものを対象として進めております。その対象施設が決ま

りましたら、設計をし、速やかに工事を進めている状況でございます。

(12 ページ) こちらは市川市の処理場、ポンプ場、排水機場の位置図になっております。今回点検を行いまして、今実施しているものを左側にアンダーラインで色を分けていますが、押切ポンプ場につきましては、改築工事の発注をいたしまして、令和7年2月までに完成させる予定となっております。菅野ポンプ場、真間ポンプ場につきましては、ストックマネジメント事業という事業名ではないのですが、長寿命化事業という国の補助事業がありましたので、それを用いて先に改修工事を行っております。

(13 ページ) 今後の方針といたしまして、管路施設につきましては、菅野 処理区の管渠で 66 kmを超えるものがありまして、取付管は 1 万箇所とかなりの数量があります。これを速やかにやっていき たいということは考えているのですが、やはり実際にやっていく中で、菅野処理区は密集した市街地であって、道路が狭いと いうことで、道を塞いであちこち工事するわけにはいきません ので、生活環境に影響がない程度で、丁目ごとにやっていたのですが、その場合はかなりの時間がかかってしまうということ が出てきております。なるべくこの菅野処理区をもう少し上手く全体的にばらして、工事を分散しながら早めに処理をして、対策を完了するように考えていきたいと思っております。

また処理場、ポンプ場施設につきましても、先ほど言いましたように、約26施設ありますので、これも整備してからかなり経っているところがありますから、何とか早くやっていきたいのですが、対象となる施設を調査したあと、設計だけでも1年かかります。その後、工事が3年かかります。3年かかるというのは、汚水も雨水も入りますが、雨水については特に、雨が多く降る時期については全てを止めるわけにはいきません

ので、生かしながら使っていかなければいけないということで、 どうしても時間がかかっているところでございます。

また、施設ごと、丸々耐用年数を超えてしまいますと、取り替えるにはそこだけで金額がはね上がってしまいますので、そこを上手く平準化できるように、考えながら進めていって、動かないということがないように、計画的に進めていくように、改築を進めて参りたいと考えております。

説明は以上となります。

【 議題2の質疑応答 】

森田会長 ご説明ありがとうございました。ただいまの市の施設の状況 と、今後の改築方針についてご説明がありましたが、ご質問、 ご意見等承りたいと思います。

阿部委員 二、三教えていただきたいのですが、まずこの老朽化対策の背景で、安全性からスタートしたということですが、菅野処理区は50年以上で陥没があるということがわかりましたが、それ以外の地区の安全性については、どのように調査して、判断されているかということについて教えてください。

玉置副参事 管渠施設でよろしいですか。

阿部委員 はい。

玉置副参事 最初にできたものが菅野地区で、計画を立てた時から50年、 供用開始から50年は経っていなかったのですけれども、整備 開始から約50年経っています。それで、お話が出ました通り、 道路陥没がありましたので、早急に対策をするということで、 この地区を優先的に考えております。

ただ、他の地区については、古い順に、市川南地区、行徳地区ですが、計画書は改正できるものとなっておりますので、時間経過を考えながら、そこもこのストックマネジメント事業の計画に、範囲を変えて増やしていきたいと考えております。

阿部委員

市川南や行徳は何年ぐらい経っていますか。

玉置副参事

市川南で 40 年は経っています。管種も含めてですね、菅野地区は先ほどお話をさせていただきました通り、基本的にヒューム管を使っております。市川南もやはりヒューム管があります。ただ、菅野地区は合流地区なのでもともと管が大きいところがありますが、市川南は分流で大きさが違いますし、管種が違うところもありますので、それぞれ施設を見ながら、一番危ないだろうというところを想定して範囲を変えていきたいと思っております。

阿部委員

2番目の質問ですが、ストックマネジメントをやることによって事業費の低減が図られるというご説明があって、なぜ耐用年数を延ばすかという話はよくわかったのですけれども、それ以外にどういうことが効果として考えられるのか教えてください。そもそもこれは安全性という観点からスタートしているのですけれど、目標として標準耐用年数の1.5倍を供用するということに少し違和感があります。この辺りについてはどのようなお考えでしょうか。

玉置副参事

壊れてはいけない施設ということで安全性は第1としまして、 単純に作ったもの全部改築していきますと、また 50 年後には 改築しなければならなくなり、事業費がどんどん膨大になって いきますので、その一つの目標として耐用年数の寿命を 1.5 倍 にして、改築費用を減らして平準化していくという考えを持っ ています。

阿部委員

安全性が第一であるということはわかりました。そうしたらもう一つ、その平準化について言うと、これは管理という観点からのお話でしたけれども、市川市の場合はまだ 20%以上が整備されていなくて、新規の工事がありますよね。この部分を加えての平準化ということでよろしいでしょうか。

玉置副参事

どうしても今使っているものが壊れてしまっては困りますので、安全性が第1ということで、ただし、新設施設も今は膨大な量が出ていますので、その事業費も含めて、うまく平準化できるように調整をしていきたいと考えています。

高久部長

平準化に関しましては、一旦壊れてから作り直すとなると、作った以上のお金がかかりますので、壊れる前にある程度手を入れて、なるべく長持ちさせて使うことによって、全体が平準化します。平準化というものは、そのような意味でございます。壊れたものを作り変えるのではなくて、壊れる前に手を入れて長持ちさせて、費用をなるべく少なくなるよう抑えながら、長く使っていきましょうというものです。

阿部委員

そうすると、本当は菅野地区以外のものも幅広くやった方が、 効果がより出やすいということになるわけですね。

高久部長

菅野地区が一番古く、コンクリート管を使っている場所です。 コンクリート管は塩ビ管に比べて汚水から出る硫化水素の影響を受けて劣化しやすく、そういう管を使っている場所だから、特に手を加える必要がある地区です。それ以外の、最近整備している場所の管種は、コンクリート管から塩ビ管に変わっています。塩ビ管はそういう影響を受けにくいものなので、あまり劣化が進んでないということで、まだそちらには手をつけなくてよいと考えています。

湯浅委員

ストックマネジメントの 5 ページを見てください。これはイメージ図ということですよね。ですから、市川市として、全体の設備や施設のそれぞれの把握はしているのでしょうか。

玉置副参事

まずこのグラフの説明ですけれども、これはイメージでございます。少し極端に書いてありますけれども、整備した時というものは、どうしてもピークがありましたので、それを平準化していくというイメージでございます。全体のストック量につ

きましては、管理の台帳がありますので、それで整備年数を把握しながら進めております。

湯浅委員

そうしますと、具体的にこのような形の、市川市としてのマネジメント図があって、ピークカットができるものがどれなのかということは、掌握できていると理解してよろしいですか。

玉置副参事

全部この通りに上手くいくかというと、なかなか難しいものがございますが、単純にこの年数をずらして、目安というか目標としています。どうしても流末の大きい管などは、優先的に直していかなければいけないのですが、それも含めて、すべてやっていくということで、優先順位は古いところからと考えて、ある程度把握しながら進めております。

湯浅委員

ただ、下水道の計画というところを見ますと、汚水適正処理構想とか、下水道中期ビジョンとか、アクションプランとか、いろいろな計画があります。この中で、今回はストックマネジメントを特化して説明していただいているということは、この社会資本総合整備計画の中の防災安全対策基金、国から補助が出るものなので、その部分だけを特化して、ストックマネジメントをとって、予算化して交付金をもらうと。そういうことで、どんどん事業を拡大していって、古い順に規模を増やしていって、整備していこうという考え方と理解してよろしいですか。

玉置副参事

今回説明させていただきましたのは、今おっしゃる通り、いろいろな計画がございます。その中で、今後も新規で整備をしておりますし、このストックマネジメント事業、長寿命化につきましては、これからも考えていかなければいけないということがありましたので、改めて説明させていただいたところでございます。

湯浅委員

補助金をいただける、交付金のための事業としてストックマネジメントという位置付けをしたということでよろしいです

か。

玉置副参事

今、国に提出している計画書がございますが、それは、言われました通り、交付金対象としての計画となっております。

湯浅委員

わかりました。

それでは、市のホームページ上で出ている、その事業の中でのR3からR7までの5ヵ年計画というものもあるのですけれども、防災安全対策の交付金、この1番は管路関係、2番がポンプ場とかの設備で、つまり、これに該当するということでよろしいですか。

玉置副参事

その通りです。

湯浅委員

そうしますと、全体の中での事業内容を見てみますと、設計数量が 35 kmという表記をされているのですけれども、距離数が若干先ほどの説明とずれがあるのですが、これは同じで解釈していいのでしょうか。今日の説明が正しいのでしょうか。

玉置副参事

今言われた距離数は、社会資本総合整備計画の計画書の中で 謳っている距離数でよろしいですかね。

湯浅委員

その通りです。事業内容の管路調査延長数が 35 kmと表記されていて、その中の改築工事が 1.36 kmとありまして、30 億あまりの金額が載っているのですけれど、金額もずれているので、質問させていただきました。

玉置副参事

そこは5ヵ年しか計画を立てていないので、その分の事業費とボリュームを掲載しています。今回は、菅野処理区全体でこれくらいありますとご説明させていただいたところでございます。

湯浅委員

では、全体の計画と、この申請をした計画で内容にずれがあるのですね。

富永委員

4ページの下水道ストックマネジメントについて質問いたします。ストックマネジメントの定義の欄で、下水道事業の役割

を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るためと書いてあ ります。この定義によれば、管渠、或いは施設の改修で事業を 長くさせることが主な役目になると解釈します。管を長く使う ということは内部環境、内部要因から考えた場合の施策であっ て、例えば、環境と考えれば、そこに住んでいる住民環境とか、 家族構成とか、或いは田畑地区とか。そういうものを踏まえる と、例えば、50年前の田畑地区であった当時に管渠を布設しま しました、ところが、近代都市になって30年前、或いは20年 前から都市構造が変わってきて、マンションやアパートが増え たりする、そういう地域も 50 年前にも布設した管渠の口径が 合うのかどうかということも、細かく言うとあると思います。 ですから、改修工事のときに、そういう口径を接続するときに、 ここは住民環境が変わったからとか、或いは地形が変わったか らとか、少しその口径を広くしようとか、狭く小さくしようと かという口径の移動は、塩ビ管に移行する際に、そういった作 業はしやすくなる状態でしょうか。それとも、接続が難しいか ら、今までの口径を単に塩ビ管口径へ直すというやり方でしょ うか。

玉置副参事

計画的なお話になると思いますが、菅野処理区だけでも全体でもいいのですが、その管渠の計算は、市川市の人口、そこでの密度を踏まえて、汚水処理の原単位というものは定めております。市川市の中でも全体計画というものがございまして、汚水、雨水のところですが、上位計画が変わったり、県の計画が変わったりした時に、原単位というものが変わります。その時は、1回すべて計算をして、確認をして、その断面で問題ないのかというところをチェックして、それで問題がないということを確認した上で、計画を進めております。菅野処理区についても、現在の人口は以前のままというより少し減っていて、江

戸川流域左岸は江戸一の処理場で処理しているのですが、そういうところで処理する原単位自体は少し下がっております。しかしながら、下水道計画では将来の土地利用に基づいた原単位により、建設時に管の大きさを決めているため、改修時に小さくするというものは非常に困難です。このため、普通の貼り付けたライニングのようなことが一番効果的ということで進めております。

冨永委員

もう一つですが、市の資料にはハザードマップなるものがあるわけですから、その風水害の時に係る排水も含めた、いわゆる水道管下水道管のホールとか、集合桝とか、そういうものを時代に応じて、環境に応じて、担当部局の方には配慮をしていただきたいということが私のお願いです。

高久部長

下水道施設は何十年もかけていまだに整備が終わらないし、且つ、1回作ったらなかなか作り替えるということも難しい施設なので、整備にあたっては、作り始めた当時の人の住み方を見て汚水の量を決めるのではなくて、将来的な予測をした上で作っています。ですから、当時はあまり人が住んでなかったからそれに合わせた大きさの管渠を入れたのかというとそうではなく、将来は人がこのぐらい増えるだろうとの予測のもとに入れていますので、そういう点では、今、人口が増えていても大丈夫な管渠になっています。

冨永委員

一つ質問ですが、健全度判定や診断報告、ランク判定、これはおそらく、下水道担当の作業の方が現場に行って、管渠のある施設を実際に確かめて、それで表現に合った報告書を出すと私は考えているわけですけれども、大事なのは報告書のあり方だと思います。よく私企業の場合には、複数の複写式のシートを作りまして、例えば、5枚の複写シートであれば、現場に行って全部調べてチェックする、そうすると、1ページ目は現場

に行った人のレポート、2 ページ目は課長、3 ページ目は同じ 部の経理担当、4 ページ目は全体の財務担当のところに回って 支出する、一番最後が完成報告のチェックシートと。そのよう な形で、複写式のシートが作ってあれば、健全度、診断報告、ランク判定を全部1シートで同時にできれば、場所を見やすく、フィードバックも非常にわかりやすくてよろしいのではない かと私は思います。ですから、先ほどご説明いただいた表に基づいてやると、必ず漏れが出ると思います。ランクはどうだ、或いは健全度はどうだ、やったのかどうかもわからない、お金が幾らかかったのだろう、これは経理に回ったのか、課長は知っているのかと。そういう疑いがないように、ワンシートで全ての報告が通るような形を、是非現場で作っていただいて、共通の叩きにすれば、非常に健全にこの調査、健全度の評価が行えるのではないかと私は思います。

玉置副参事

ありがとうございます。実際にストックマネジメントでの調査は、人の見られないところはカメラを中に入れて、現場で見ながらチェックをして、1回上がってきてから、また机上で見るというやり方をしています。今言われた通り、みんな同じような判定ができる、責任もわかる、何ができるかということは考えながら進めていきたいと思っております。

森田会長

他はいかがでしょうか。ないようですので、今回の議題につきましては終了しましたけれども、全体を通して何かご意見等あれば伺いたいと思います。

武原委員

以前発言したものの確認ですけれど、千葉県は、浄化槽の規格がJIS規格を前提に適用しているので、具体的に言うと、普通は5人槽なのですが、7人槽というものがあって、それは住宅の大きさによって決まっているのですよね。例えば、住宅が大きければ、1人住まいでも7人槽を入れなければいけない

という規格になっているわけですから、この浄化槽を埋めるた めの金額が5人槽と7人槽で何十万違うのですよ。特に今は合 併浄化槽になっていますから、相当大きなものを入れるので、 とても無駄が多いのですよね。これに対して補助金が出ている はずですから、お金を細かく倹約するということについて大事 だと思います。それで、このJIS規格の浄化槽のことに関し て、全国のいろんなところをネットで調べたところ、もう見直 しているところが結構多いのですけれど、千葉県はどうもやっ ていないみたいです。私が調べて、やっていたところは、広島 県、佐賀県、岡山市、新潟市で、みんなそのときの住民の人数 によって浄化槽の大きさを決めている。市川市は本下水にどん どんなっているわけですけれど、私の近所ではそうそう本下水 にすぐにはならないので、浄化槽を埋めているところも何件も あります。ですから、これは市川市だけの問題ではないと思い ますが、千葉県で浄化槽の規格についてご検討してもらえない かと、前回もお話しましたが、もう1回重ねてお願いしたいと 思います。

松丸課長

浄化槽の規格について、家を建てるときにどの大きさにするかということは、千葉県が基準を示していて、建物の用途や広さに応じて、決定をしています。下水道事業とは別の問題ということもございますので、この辺りについては県の権限ではないのかどうかということも調べつつやっていきたいと思います。

森田会長

他になければ、今日の次第をすべて終了いたしましたので、 これで審議会を終了したいと思いますがよろしいでしょうか。 それでは、第2回の市川市下水道事業審議会を終了します。